

## 告 示

### 埼玉県告示第六百七十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県 N P O 情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年六月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
N P O 法人虹の郷
- 三 代表者の氏名  
村田 一美
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県入間市宮寺十五番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く知的障害者、身体障害者、精神障害者に対する地域授産活動の支援を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。